



「安倍改憲のねらいと危険性」 九条の会ブックレットより

コロナ禍で、駅頭などでの署名活動もままならないなか、「九条の会ブックレット安倍九条改憲の危険性」に目を通しました。憲法に自衛隊を明記する改憲が、如何に9条を空文化し日本を変えていくのか、憲法学者の山内敏弘さん（一橋大学名誉教授・九条の会世話人）の論考「安倍九条改憲のねらいと危険性」より論点をまとめてみました。このブックレットには渡辺治さん（一橋大学名誉教授・九条の会事務局）が「安倍改憲をめぐる新たな情勢と阻止のたたかい」も掲載されています。

先ず、憲法に自衛隊を明記する自民党の九条改憲案文を示しておきます。現行の9条1項戦争放棄、2項戦力及び交戦権の否認に、9条の2を加筆します。

9条の2 ①前項の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮官とする自衛隊を保持する。

②自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

安倍首相は「自衛隊明記によっても変更はない」と度々発言しています。その通りなのでしょうが。

山内さんは、自衛隊が憲法に明記された場合、従来の9条2項「戦力及び交戦権の否認」が空文化され、9条の解釈が（1）「自衛力」論から「自衛戦力」合憲論へ、（2）「交戦権」否認規定の空文化、（3）フルスペックの集団的自衛権行使の容認という形で変更される公算が大きいと述べています。即ち、「安倍首相の発言はフェイクだ」と断じています。順にその主張を説明したいと思います。

（1）「自衛力」論から「自衛戦力」合憲論へ

これまで政府は、自衛隊は9条2項が禁止する「戦力」には当たらず、必要最小限度の実力（自衛力）であるとしてきました。このような「自衛力論」は、自衛隊の違憲論を回避するために考え出された議論です。しかし、自衛隊が憲法に明記されれば、このような「自衛力」論をとり続ける意味はなくなります。ただ、2項にある「戦力不保持」規定との矛盾を解消するため、2項では自衛のための戦力の保持は認められるというように、解釈が変更されていくと思われまます。

その結果、2項の戦力不保持規定は実質的に空文化します。そして従来禁止されていた他国に対して侵略的な脅威を与えるような兵器、例えば、ICBM、攻撃型空母などが自衛戦力の一環として保有されることとなります。

（2）「交戦権」否認規定の空文化

「交戦権」について政府は、交戦国が国際法上有するさまざまな権利の総称であって、例えば、相手国の兵力の殺傷及び破壊、相手国の領土の占領、そこにおける占領地行政などを含むと説明しています。そして、「わが国を防衛するための必要最小限の実力行使」は「交戦権の行使とは別のもの」として、合憲としてきました。つまり、個別的自衛権の行使は交戦権の否認規定には抵触しないとしてきたのです。

2015年9月成立の安保法制の施行後は、集団的自衛権の行使が容認されていますが、集団的自衛権の行使は9条2項の交戦権の否認規定に抵触するため、その行使は限定的です。しかし、憲法に自衛隊が明記されれば、「自衛のための措置を執ることを妨げず」とあるように、個別的自衛権とともに集団的自衛権の行使も交戦権の否認規定に抵触しないという解釈になると思えます。こうして交戦権否認規定も実質的に空文化してきます。

（3）フルスペックの集団的自衛権行使の容認

改憲案は「…必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として…自衛隊を保持する」と書かれています。先ず注意すべきは、「自衛の措置」の規模は上限の規定がなく、必要に応じるところです。また、安保法制は集団的自衛権の行使を容認しており、ここでいう「自衛の措置」の中には個別的自衛権と集団的自衛権が含まれます。このように見ると、個別的自衛権のみならず、集団的自衛権ともにその規模に縛れず、制限のない（フルスペックの）行使が可能となります。憲法に自衛隊を明記することは、日本が集団的自衛権を行使して海外で戦争する国に突き進んでいくこととなります。

（4）まとめ

以上述べてきたように、自衛隊を憲法に明記する改憲は、平和憲法の根幹をなす9条を根底から変質させ、戦力不保持や交戦権否認の条項を空文化してしまいます。同時にフルスペックの集団的自衛権の行使を可能とし、日本を海外で戦争する国へと転落させてしまいます。安倍政権は日本を歴史に逆行する道に踏み込ませようとしています。このような愚行を決して許してはなりません。「許すな！安倍9条改憲発議」の声を、コロナ禍での厳しい環境ではありますが、隣人に、友人に届けていきましょう。（代田2丁目・坂本 功）



新型コロナウイルス禍での 署名等の取り組み

代田九条の会の皆さん 新型コロナウイルス禍による自粛の続く中いかがお過ごしでしょうか。会としての「改憲発議に反対する全国緊急署名」行動は、2月9日(日)梅ヶ丘駅前を最後にお休みしています。この間、事務局にTさん、Nさん、Hさんの3名の方から25筆の署名が寄せられました。

署名には、世田谷区以外の他区や三多摩・千葉県などの記名もあり広く取り組んでいただいていたことが伺えました。

これ以前にも署名・切手・カンパなどお寄せいただきありがとうございました。

予定していた5月の「憲法記念日によせてのつどい」浜田桂子さん(絵本作家)は、残念ながら中止となりましたが、新型コロナウイルス禍が落ち着いたら実施したいと思います。

(事務局・小澤 清子)

今、なお「改憲」に執念の安倍首相

今年の5月3日にも、安倍首相は改憲派の集会に自民党総裁として、ビデオメッセージを送りました。

コロナウィルスの蔓延をめぐって「緊急事態において」「憲法にどのように位置づけるかについては、極めて重く、大切な課題」と言っています。現状の法律の範囲内でいっぱいできることがあるはずなのに、それを十分にやらないで憲法改定に首相自ら触れるのは大問題です。まずはこのコロナの問題にしっかり対処してもらいたいものです。

9条への自衛隊の明記についても、2017年以来例年通りに触れています。

ただ、「2020年を新しい憲法が施行される年にしたい」との願望は実現されていない、と残念がっています。昨年参院選の結果、改憲勢力が三分の二を割り込んだ民意を読み違えているからにほかなりません。

(代田2丁目・伊東 宏)

集 会 等 の 紹 介

6月15日(月) 午後6:30～ 九条の会東京連絡会6・15大集会

『戦争する国』ゴメン。——安倍改憲発議NO! 憲法が輝く東京へ変えるのはあなた——

講演：①五十嵐 仁さん(法政大学名誉教授)

②小森 陽一さん(九条の会事務局長・東京大学名誉教授)

③都知事候補(予定)

音楽：ドロール・サクソフォン・カルテット

会場：としま区民センター・多目的ホール(各線「池袋駅」東口より徒歩7分)

参加費：一般999円 学生500円

障がい者手帳・生活保護受給者証をお持ちの方は無料

主催：九条の会東京連絡会

日本国憲法(抜粋)

前文 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。



～ 私たちが住み、暮らし、働いているまち 代田で、
「日本国憲法第9条」をまもり、活かす活動をすすめましょう ～
+++ このニュースを、ぜひ、周りの人に広めてください。 +++